

## 第2章 土地利用の調整の処理状況

### 1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

#### (1) 令和元年度の処理状況

令和元年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された5件であり、うち2件が元年度中に終結し、3件が翌年度に繰り越された(表8)。

**表8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧(令和元年度)**

事 件 名	受付年月日	終結年月日
三重県尾鷲(おわせ)市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H28. 10. 27 H29. 3. 30	
山形県飽海(あくみ)郡遊佐町吉出字臂曲(ひじまがり)地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9. 21	
岡山県岡山市北区御津矢原(みつやばら)地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	H31. 3. 14	R 1. 10. 23 棄却
福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	H31. 3. 20	R 2. 3. 23 取下げ
合 計	5 件	2 件

#### (2) 令和元年度に終結した主な事件

##### ア 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

###### (ア) 原処分の概要

中国経済産業局長(処分庁)は、申請人からされた岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法(昭和25年法律第291号)第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対し、平成30年12月14日付けで棄却の処分を行った。

###### (イ) 申請の概要

平成31年3月14日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対して、岩石資源が不足する蓋然性は認められず、また、採石権の更新が土地所有権の制限にはならないとは認められないことから、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは認めることはできないと判断し、棄却決定を行ったが、かかる処分は、以下の①から③までの理由により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くため違法なものである。

① 近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること。

- ② 土地所有権の重大な制限にはならないこと。
- ③ 申請人の岩石の採取が公共の福祉に反しないこと。

**(ウ) 手続等の概要**

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審理期日を開催するなど手続を進め、令和元年10月23日、申請人の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

**イ 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件**

**(ア) 原処分の概要**

福島県知事(処分庁)は、採石業者からされた福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請(以下「本件認可申請」という。)に対し、平成30年3月23日付けで、認可の処分(以下「本件認可処分」という。)を行った。

**(イ) 申請の概要**

平成31年3月20日、申請人から、本件認可処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

申請人は電力会社であり、申請外個人1人と当該個人所有の土地に係る賃貸借契約を締結して当該土地に電柱等を設置している。本件認可申請に係る岩石採取場には当該電柱等があり、本件認可処分は当該電柱等に支障を与えないようにするとの条件の下でなされたものであるところ、採石業者(被処分者)は当該電柱等に支障を与えるおそれのある範囲での作業に着手し、本件認可処分の条件に違反する事実がある。

**(ウ) 手続等の概要**

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審理期日を開催するなど手続を進めたが、令和2年3月23日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

**(3) 係属中の主な事件**

**ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件**

**(ア) 原処分の概要**

山形県知事(処分庁)は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

**(イ) 申請の概要**

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑

(かんがい) 用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

#### (ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

#### (4) 周知・広報活動の取組

地方公共団体の職員も参照する「判例地方自治」(平成31年4月号)に「山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件」(上記(3)アとは別の平成30年度に終結した事件)の解説を掲載し、岩石採取のために他の法令に基づく許認可も必要な場合における、当該許認可に係る添付書類の適正な運用方法について地方公共団体等に周知を図った。

## 2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和元年度に委員会に係属した土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された2件と元年度に新たに受け付けた1件の計3件である。このうち、2件が令和元年度中に処理され、残りの1件は翌年度に繰り越された。令和元年度に係属した3件全てが、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっている。